



**東北大学ではなぜ非常勤職員の無期転換  
ができないのでしょうか？お金がない？  
ならば無期転換が実現している大学には  
お金があるのでしょうか？**

組合は、この間の団体交渉で、大学側から雇い止めを強行した人事制度については、説明が十分になされておらず、不誠実交渉であり、不当労働行為にあたるとして、宮城県労働委員会に申立てを行っています。11月28日、第1回の証人尋問が行われ、組合からは正副委員長が証人に立ちました。

# 労働委員会にて証人尋問始まる 大学の不当労働行為を追及

**証人1 組合 田嶋副委員長 団体交渉の経緯を明らかに**

「大学はそれまでの交渉の成果を無視した」  
2016年9月までは、改正労働契約法18条に基づく無期転換が行われることを前提に労使の交渉が行われていました。2017年1月に示された現行人事方針は、それまでの交渉の経緯を無視したものです。「5年以上働いてきた。これからも働けるはずだった。それを不利益に変更したのに、それに対する説明がなされていない」「形だけのサインで雇い止めが強行された」

Q.  
労働委員会？  
それって何？

A. 労使の  
トラブルを  
解決するため  
の公的機関  
です

**証人2 本部人事給与課長 「愛はないのか!？」委員の質問に即答できず。**

組合が申し入れた団体交渉に直ちに応じず引き延ばしたことについて「勤務時間外に交渉はできない」と説明しましたが、ふだんから残業をしていることは認め、組合との交渉を軽視していたことが明らかになりました。「部局から無期転換を求められたことはない」との証言もありましたが、図書館での団体交渉には本部からも交渉委員が出席していたのでは？

**証人3 組合 片山委員長 大学側の不誠実な対応が白日の下に**

大学側弁護士は、組合の要求である「希望者全員の無期転換」を、5年上限を撤廃しない限り実現できない、過大で無理な要求と印象付けようとしたが、逆に「原則5年」であっても、それを超える更新は可能であることが明らかになりました。希望者全員、あるいはそれに近い無期転換が実現しているのは、雇用更新の上限を撤廃した東京大学だけではありません。

A2. 詳し  
くは宮城県  
労働委員会の  
ウェブサイト  
を!

**第2回証人尋問は12月10日13時から。いよいよ労務担当理事が証人に  
立ちます。誰でも傍聴できます。傍聴ご希望の方は組合にご連絡を!**

東北大学職員組合

<http://tohokudai.kumiai.org/> [info@tohokudai-kumiai.org](mailto:info@tohokudai-kumiai.org) Tel. 022-227-8888